

一般廃棄物処理業者

住 所 滋賀県彦根市南川瀬町771番地

氏 名 株式会社 杉本商事 代表取締役 杉本 朝幸

一般廃棄物処理業許可証

令和3年6月18日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和3年6月25日

愛荘町長 有 村 国 知



1. 許可の有効期間

令和3年7月4日から令和5年7月3日まで

2. 業務の種類 収集運搬

3. 業務区域 愛荘町内

4. 一般廃棄物の種類 事業系ごみ

5. 許可条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条の基準を守り、処理業者は、善良な管理者の注意をもって業務に当たること。
- (2) 申請の内容に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。
- (3) 法令、条例またはこの許可条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。